

令和7年度答申第1号

令和7年10月28日

海老名市教育委員会教育長 伊藤 文康 殿

海老名市個人情報保護審査会

会長 鴨志田 勝則

個人情報の保護に関する法律第105条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年5月29日付けで海老名教育委員会教育長から諮問された次の事項について、別紙のとおり答申する。

諮問事項

令和7年4月28日付け審査請求について

別紙

第1 審査会の結論

処分庁が、海老名市立中学校の教育相談係会資料につき、その一部を不開示とした決定は妥当である。したがって、審査請求人の請求を棄却するのが相当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人の子である生徒（以下「本人」という。）が通学する海老名市立中学校（以下「本件中学校」という。）が保有する出席簿及び教育相談係会資料（以下「本件相談係会資料」という。）に記載された保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が、令和7年4月17日付け海老名市教育委員会指令第151号をもって、本人の出席簿の一部及び本件相談係会資料の一部を不開示とした決定（以下「本件処分」という。）について、審査請求人の保護者としての権利を侵害するものであると主張して、本件処分のうち、本件相談係会資料の一部（ただし、本人の相談内容に関する部分）を不開示とした処分の取消しを求めるものである。

第3 開示請求の内容及び開示決定（部分開示）の内容

1 開示請求の内容

審査請求人は、本人の親権者であり、本人の法定代理人に当たるところ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第2項参照）、本人の出席簿及び本件相談係会資料に記載された個人情報の開示を求める。

2 開示（部分開示）決定の内容

本人の出席簿及び本件相談係会資料のうち、別紙一覧No. 1ないし27の各箇所は、それぞれ、別紙一覧の「事由」欄記載の各事由に該当することから、不開示とし、その余は開示する（本件処分）。

なお、別紙一覧のうち、No. 21の不開示とした箇所の頁の表記について「P1～」とあるのは「P1～12」の誤記であると認められ、No. 23の不開示とした箇所の表記

について「表 2 行目内容欄 2 行目」とあるのは「表 1 行目内容欄 3 行目」の誤記であると認められる。

第 4 処分庁の説明要旨

1 別紙一覧 No. 1 ないし 4 の各箇所について

本人の健康又は生活を害するおそれがある（法第 78 条第 1 項第 1 号）。

2 別紙一覧 No. 5 ないし 20 の各箇所について

本人以外の生徒等に関する情報が記載されている（法第 78 条第 1 項第 2 号本文）。

3 別紙一覧 No. 21 ないし 27 の各箇所について

本件中学校における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に害されるおそれがある（法第 78 条第 1 項第 6 号）。

4 以上のことから、別紙一覧 No. 1 ないし 27 の各箇所について、不開示とする決定をしたものである。

第 5 審査会の判断

1 別紙一覧 No. 1 ないし 4 の各箇所について

(1) 「教育相談係会」は、本件中学校における校務のうち、生徒の指導・支援に関する校務について、生徒の指導・支援に係る教職員らをメンバーとして、生徒の指導・支援に係る情報（例えば、特別な支援を必要とする生徒の支援に係る情報等）を共有して協議することで、生徒の指導・支援に資することを目的として開催される会議である。

(2) すなわち、「教育相談係会」は、教育相談係会のメンバーらが、生徒の指導・支援に係る個別具体的な情報を持ち寄り、かかる情報を踏まえて、忌憚のない率直な意見の交換等を行うことを通じて、生徒の指導・支援に資するという目的を達成することが想定されているものである。

(3) 「教育相談係会」でのやり取りが記録されている本件相談係会資料のうち、

生徒の指導・支援に関係する個別具体的な情報が記載された箇所が開示されることになれば、情報の提供者において情報を提供することを躊躇することに繋がるおそれがあるものであるし、また、教育相談係会のメンバーにおいても教育相談係会の場に情報を持ち寄ることを躊躇することに繋がるおそれがあるものであり、ひいては、生徒の指導・支援に関係する個別具体的な情報を踏まえて、忌憚のない率直な意見の交換等を行い、生徒の指導・支援に資するという「教育相談係会」の目的の達成そのものが妨げられるおそれがあるものである。

- (4) 別紙一覧No. 1 ないし 4 の各箇所には、いずれも、生徒の指導・支援に関係する個別具体的な情報が記載されているものであり、上記の情報が、学校内部における審議、検討又は協議に関する情報に当たるものであることは明らかであるし、前述のとおり、かかる情報が開示されることになれば、「教育相談係会」における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものであるといわざるを得ない。
- (5) したがって、別紙一覧No. 1 ないし 4 の各箇所は、法第 7 8 条第 1 項第 6 号の不開示情報に当たるものである。
- (6) なお、処分庁からの聞き取り等によれば、審査請求人は、本人及びその母親と同居しておらず、審査請求人と本人の母親との間で親権について異なる主張があることが認められるところ、別紙一覧No. 1 ないし 4 の各箇所の情報が開示されることになれば、本人が、審査請求人と本人の母親との間の親権に関する紛争に巻き込まれるなどして、本人の福祉に反する事態が生じるおそれがないとはいえない。したがって、別紙一覧No. 1 ないし 4 の各箇所が、法第 7 8 条第 1 項第 1 号の不開示情報に当たるとした処分庁の判断にも、理由がないものとはいえない。
- (7) 以上によれば、別紙一覧No. 1 ないし 4 の各箇所を不開示とした本件処分の結論は、妥当なものであるといえることができる。

2 別紙一覧No. 5 ないし 20 の各箇所について

- (1) 別紙一覧No. 5 ないし 10、No. 12、No. 14、No. 16 及びNo. 18 の各箇所

は、いずれも、本人の相談内容に関する部分ではなく、本人とは別の生徒の相談内容に関する部分であるから、本審査請求の対象に当たらない。

- (2) 別紙一覧No. 1 1、No. 1 3、No. 1 5及びNo. 1 7の各箇所には、いずれも、本人の指導・支援に係る個別具体的な情報が記載されているものであるところ、前述のとおり、上記の情報が、学校内部における審議、検討又は協議に関する情報に当たるものであることは明らかであるし、前述のとおり、かかる情報が開示されることになれば、「教育相談係会」における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものであるといわざるを得ない。したがって、別紙一覧No. 1 1、No. 1 3、No. 1 5、No. 1 7の各箇所は、法第78条第1項第6号の不開示情報に当たるものである。
- (3) なお、別紙一覧No. 1 1、No. 1 3、No. 1 5、No. 1 7の各箇所は、本人の相談内容に関する部分ではあるものの、本人以外の者の個人情報が記載されている部分でもあることからすると、別紙一覧No. 1 1、No. 1 3、No. 1 5、No. 1 7の各箇所が、法第78条第1項第2号の不開示情報に当たるとした処分庁の判断にも、理由がないものとはいえない。
- (4) 以上によれば、別紙一覧No. 1 1、No. 1 3、No. 1 5、No. 1 7の各箇所を不開示とした本件処分の結論は、妥当なものであるといえることができる。

3 別紙一覧No. 2 1ないし2 7の各箇所について

- (1) 別紙一覧No. 2 1の箇所は、本件相談係会資料の一部に当たるものではないから、本審査請求の対象に当たらない。
- (2) 別紙一覧No. 2 2ないし2 7の各箇所には、いずれも、本人の指導・支援に係る個別具体的な情報が記載されているものであるところ、前述のとおり、上記の情報が、学校内部における審議、検討又は協議に関する情報に当たるものであることは明らかであるし、前述のとおり、かかる情報が開示されることになれば、「教育相談係会」における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものであるといわざるを得ない。したがって、別紙一覧No. 2 2ないし2 7の各箇所は、法第78条第1項第6号の不開示情報に当たるものである。

- (3) 以上によれば、別紙一覧No. 22ないし27の各箇所を不開示とした本件処分の結論は、妥当なものであるといえることができる。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 処理経過

当審査会の調査審議等の経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和7年5月29日	処分庁から諮問書提出
令和7年6月10日	審議
令和7年7月10日	審議
令和7年9月22日	審議

NO	事由	文書名	不開示とした箇所
1	個人情報保護法第78条第1項第1号 開示により本人の健康又は生活を害す る恐れがあるため不開示とします。	教育相談係会資料	P18 表2行目内容欄4、5、6行目
2		教育相談係会資料	P20 表3行目内容欄3行目
3		教育相談係会資料	P21 表3行目内容欄2、3、4行目
4		教育相談係会資料	P22 表2行目内容欄3行目
5	個人情報保護法第78条第1項第2号 開示請求者以外（他の生徒等）の個人 情報が記載されているため、不開示と します。	教育相談係会資料	P13 表1、3、4行目の全項目
6		教育相談係会資料	P14 表2～4行目の全項目
7		教育相談係会資料	P15 表2～6行目の全項目
8		教育相談係会資料	P16 表2～5行目の全項目
9		教育相談係会資料	P17 表2～6行目の全項目
10		教育相談係会資料	P18 表1行目の全項目
11			表2行目内容欄1行目、6行目
12		教育相談係会資料	P19 表1行目の全項目
13			
14		教育相談係会資料	P20 表1、2行目の全項目
15			表3行目内容欄1行目
16		教育相談係会資料	P21 表1、2行目の全項目
17			表3行目内容欄1行目
18			相談欄1行目
19		教育相談係会資料	P22 表1行目の全項目
20			来年度の動き1、2行目
21	個人情報保護法第78条第1項第6号 学校の会議中の審議、検討又は協議に 関する情報であり、開示することで率 直な意見交換が不当に損なわれるため 不開示とします。	生徒出席簿	P1～ 担当欄
22		教育相談係会資料	P13 表2行目内容欄
23		教育相談係会資料	P14 表2行目内容欄2行目
24		教育相談係会資料	P17 表1行目内容欄
25		教育相談係会資料	P19 表2行目内容欄3行目
26		教育相談係会資料	P21 来年度の動き2行目
27		教育相談係会資料	P22 来年度の動き3行目

備考 第3第2項で記したとおり、上記一覧中、No. 21 の不開示とした箇所の頁の表記について「P1～」とあるのは「P1～12」の誤記であると認められ、No. 23 の不開示とした箇所の表記について「表2行目内容欄2行目」とあるのは「表1行目内容欄3行目」の誤記であると認められる。